

令和6年能登半島地震への対応について

令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

機構では、災害からの復興を支援させていただくため、住宅を再建・補修される方のための災害復興住宅融資や機構融資（【フラット35】および旧住宅金融公庫融資を含みます）の返済方法変更のメニューをご用意し、被災された皆さまからのご相談窓口を設置しております。

ご相談窓口

住宅金融支援機構 お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話無料）

※国際電話等でご利用いただけない場合は、〈TEL: 048-615-0420〉におかけください（通話料金がかかります）。

※電話相談は、土曜日および日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日および年末年始を除きます）。

※機構融資のご返済に関する相談につきましては、一般的なご相談（返済方法変更の概要のご案内等）を承ります。

災害復興住宅融資

■ 融資限度額

建設	土地を取得する場合	5,500万円
	土地を取得しない場合	4,500万円
購入	5,500万円	
補修	2,500万円	

- 地方公共団体が発行する「り災証明書」の提出等の条件があります。
- 融資金利は全期間固定金利で借入申込時に確定します（毎月改定します）。

ご返済中の皆さまへの返済方法変更メニュー

返済金の払込猶予
(猶予期間1～3年)

**払込猶予期間中の
金利引下げ**
(引下げ幅 年▲0.5～▲1.5%)

返済期間の延長
(延長期間1～3年)

- 住宅復旧に相当の費用がかかる場合または著しく収入が減少した場合で、収入が一定の基準以下となる見込みの方にご利用いただけます。
- 「り災による家計収支の悪化の程度」に応じて、適用できる払込猶予期間や金利の引下げ幅[※]、延長期間が異なります。

※【フラット35】の金利の引下げ幅については、一律年▲0.5%となります。